

公 示

公示第 1 2 5 号

一般乗用旅客自動車運送事業（ 1 人 1 車制個人タクシーを除く。）に係る
運行記録計による記録を義務付ける地域等の指定について

旅客自動車運送事業運輸規則第 2 6 条第 2 項の規定により、東北運輸局長が指定する地
域等を下記のとおり定めたので、同条第 3 項に基づき公示する。

平成 1 8 年 1 2 月 2 2 日

東北運輸局長 佐 伯 洋

記

1 . 指定する地域

仙台市

2 . 定める日

平成 1 9 年 1 2 月 1 日

3 . 運行記録計による記録の義務付けの除外は、運送の引き受け及び指示が営業所
において行われるものである次の（ 1 ）及び（ 2 ）の場合とする。

（ 1 ）乗務する事業用自動車は、福祉輸送サービスに使用する特殊車両である場合。

（ 2 ）乗務する事業用自動車はハイヤー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和 4
5 年法律第 7 5 号）第 2 条第 2 項で規定するハイヤーをいう。以下同じ。）で
ある場合及び運送の引き受け形態がハイヤーと同様のものである場合。

附 則

この公示は、平成 1 8 年 1 2 月 2 2 日から適用する。